

公益財団法人花と緑の銀行役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人花と緑の銀行（以下「銀行」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員報酬等並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 銀行定款第20条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、銀行を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員 銀行定款第10条の規定に基づき置かれる評議員をいう。
- (5) 報酬 公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当をいう。
- (6) 費用 職務を遂行するために要する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 銀行定款第26条第1項の規定に基づき、特別な執行をした公認会計士又は税理士の資格を有する非常勤の監事にその職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 監査業務を実施したときは、日額20,000円を支給する。
- (2) 理事会等に出席したときは、日額10,000円を支給する。

2 常勤の役員に対しては、銀行定款第26条第1項の規定にかかわらず、報酬は支給しないものとする。

3 報酬の支給日、支給方法、法令に基づき報酬から控除する額その他支給に関する取扱いは、銀行職員の給与等に関する規程の適用を受ける常勤職員の例による。

(費用)

第4条 銀行は、役員及び評議員がその職務執行に当たり負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 銀行は、この規程をもって、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の規定による報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正手続)

第6条 この規程の改正は、銀行評議員会の決議により行なうものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

2 財団法人花と緑の銀行の常勤の役員の給与等に関する規程は、廃止する。